

(令和2.4.2司研第一部教官室)

東京都又は埼玉県を新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施区域とする 緊急事態宣言がされた場合の対応

※以下は、司法研修所第一部教官室が企画、運営する全研究会に共通する一般的な指針であって、研究会ごとの性質や内容等に鑑み、これと異なる方針を個別に連絡することがあり得る。

1 研究会の準備業務について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都又は埼玉県を新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施区域とする緊急事態宣言がされ、平日の日中における外出自粛要請が出された場合、司法研修所の実施通知、参加者決定に係る業務その他の研究会の準備業務については、緊急事態解除宣言又は東京都及び埼玉県を上記の実施区域から除外する旨の変更がされるまでの間、中断する（以下、緊急事態解除宣言及び上記の変更を併せて、単に「緊急事態の解消」という。）。

この場合には、下級裁判所における参加者決定の事務も中断されたい。

2 研究会の実施について

1の場合において研究会初日の3週間前の時点で緊急事態の解消がされていないとき、又は1の緊急事態宣言及び外出自粛要請が研究会初日の3週間前より後にされたときは、研究会は中止又は延期とする。

3 緊急事態の解消後の措置について

緊急事態の解消後、研究会を実施するか否か等について連絡する。